

第 32 号議案

神戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例の件  
 神戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 19 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例

神戸市屋外広告物条例（平成12年 1 月条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 <u>次に掲げる広告物等については、</u>                  第 2 条、第 3 条及び第 5 条の規定は適用しない。</p> <p><u>(1) 公益上必要な施設又は物件に規則で定める基準に適合して寄贈者の名称その他これに類するものを表示し、又は設置する広告物等</u></p>	<p>(適用除外)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 <u>公益上必要な施設又は物件に規則で定める基準に適合して寄贈者の名称その他これに類するものを表示し、又は設置する場合には、</u>                  第 2 条、第 3 条及び第 5 条の規定は適用しない。</p>

(2) 地域における祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等

3 次に掲げる広告物等については、第2条及び第5条の規定は適用しない。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) 電車（軌道事業の用に供する車両及び索道事業の用に供する搬器を含む。第7号及び次項第2号において同じ。）又は自動車に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

(6)～(10) [略]

4 [略]

（広告物等を保管した場合の公示の方法等）

第17条の3 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 前条各号に掲げる事項を、広告物等の保管を始めた日から起算して2週間（法第8条第3項第1号に掲げる広告物にあつては、2日間）、公衆の見やすい場所に掲示

3 次に掲げる広告物等については、第2条及び第5条の規定は適用しない。

(1)～(3) [略]

(4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等

(5) [略]

(6) 電車（軌道事業の用に供する車両及び索道事業の用に供する搬器を含む。第8号及び次項第2号において同じ。）又は自動車に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

(7)～(11) [略]

4 [略]

（広告物等を保管した場合の公示の方法等）

第17条の3 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 前項各号に掲げる事項を、広告物等の保管を始めた日から起算して2週間（法第8条第3項第1号に掲げる広告物にあつては、2日間）、公衆の見やすい場所に掲示

すること。 (2) [略] 2 [略]	すること。 (2) [略] 2 [略]
---------------------------	---------------------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

地域における祭礼等に係る広告物等の規制を緩和する等に当たり、条例を改正する必要があるため。